

| 第37回・第3期第18回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録 | |
|---|---|
| 開催日時 | 平成31年4月23日（火）18：30～20：15 |
| 開催場所 | 宝塚市役所3階 特別会議室 |
| 次 第 | 1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第36回・第3期第17回）議事録 3 議 事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 イ 条文素案について ウ 説明用資料について エ 想定質問一覧について 4 その他 (1) 宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について 5 閉 会 |
| 出席委員 | 久会長、足立委員、飯室委員、平石委員、石谷委員、古村委員、下井委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、牟田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴人1名） |

1 開会

事務局から、本日の出席者は16名、欠席者は3名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第36回・第3期第17回）議事録」の内容が確認され、議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

条例素案の地域への説明に向けた作業及び条例素案について意見交換を行った。

【条例の内容等】

議論の内容については以下のとおり。

ア （会長）説明用資料原稿素案について意見はあるか。

イ P2の全国及び近隣他市の取り組み状況の部分をもう少し簡潔にした方が伝わり

やすいのではないか。

- ウ (会長) 近隣他市の状況をどのような形で使うかが関係してくる。この説明の意味合いとしては2つあり、これだけたくさんまちづくり協議会が必要とされ立ち上がっているということと、条例で位置付いているものもたくさんあるということが言いたいこと。どのタイミングや形で使うかで変わってくる。具体的にスライドで説明する際にどういう形でおさめていくか検討してほしい。
- エ P1の「まちづくり基本条例とは」の部分について、最初にまちづくり基本条例は市における最高規範性を有する条例ということを述べ、その後、協働のまちづくりを法的に位置付けた条例という説明をした方がよいのではないか。
- オ (会長) 和泉市でまちづくり基本条例を作成した際、法学上で言うと条例には上下はないため、最高規範性をいくらたっても手続き的には横並びという話をされた。精神としてうたうのは自由であると思うが。
- カ 説明用資料原稿素案に記載されている内容のポイントとなる部分がパワーポイントに入っていくというイメージでよいか。
- キ (事務局) その理解でよい。説明用資料原稿素案から抜粋してパワーポイントに落とし込むことになる。
- ク 想定質問一覧P1の18の『構成』しているってどういうこと?」に関連するが、まちづくり協議会の会則の中で「会員」という言葉を使っているところがある。この部分について会則を変えてもらう必要が出てくるかもしれない。構成員と会員の違いは整理しておく必要がある。
- ケ 24番の「なぜ地域ごとのまちづくり計画を見直すの?」について、まちづくり協議会と市の関係性についてどのようなイメージを持てばよいか。
- コ (会長) まずは地域で書いてもらおうと理解している。その中から市の仕事として取り組めることをまちづくり計画から吸い取っていく作業が入ると思う。そこでまたやり取りが起こる。市の仕事として無理なものはその旨の返答が地域に返り、復活折衝が起こるような流れだと思う。最初からブレーキをかけてしまうという考え方もあるが、今のところは、最初は地域に自由に書いてもらおうという判断をされていると思う。
- サ 47番の「まちづくり協議会が地域の意思決定機関であることを位置付けなくてよいのか?」という質問の「意思決定機関」という文言について意味を教えてください。
- シ (会長) 意思決定とは何をどう決定するのかというところでいくつかの内容がある。例えば、予算がまちづくり協議会に渡されたときに使い道を地域でどのように考えていくのかという話がある。それは、地域側で誰からも文句が出ないようにうまくお金の使い方を決めていくという地域の内部での「意思決定」がある。一方で地域から行政等に言っていく意味での「意思決定」は違う意味がある。例えば、マンションの開発業者に対して地域の総意という形で作り上げていく「意思決定」は意味が違ってくる。では、まちづくり協議会の「意思

決定」をどのようにとらえていくか。まずは、地域で様々な物事を決定し、地域が自治で動いてくための透明で分かりやすい意思決定を行っていくのがまちづくり協議会の役割だと思う。その意味での「意思決定機関」だと思う。意思決定機関として位置付けるということが何を意味しているのかを議論しておく必要がある。組織内部や地域内部での意思決定をしないと運営はできないため、条例で位置付けようと位置付けまいと一つの組織であるため意思決定の機関として位置付けているはずだが、地域の総意という意味で地域の意思決定をまちづくり協議会であるのかどうかということは議論の余地があるため、条例化にはなっていないということだと個人的に思う。開発の話が上がってきたとき、小学校区より小さな単位で議論して物事を動かしていくということで、それを開発の条例では位置付けているが、そういったのとまちづくり協議会の動きをどうすみわけ又は連携していくのかという問題が以前議論されたと思う。この辺りが議論しつくされていないため、まちづくり協議会が地域の意思決定機関であることを位置付けていないということだと思う。

- ス この質問の先に、意思決定機関の代表である会長はどのように選ばれているのかなどの質問が出てくるように思う。
- セ (会長) 他市においても、「まちづくり協議会を作って意思決定してください」と行政は言うが、何でもかんでも地域で意思決定してもらうことが本当にいいのかと申し上げることがある。地域の中にしこりが残る場合もある。意見は聞くが最後は行政が決めたとした方が楽ではないかと申し上げることがある。例えば小学校の統廃合について地域で決めてくださいとした際、最後は教育委員会で決定しますとした方が地域は楽ではないか。行政との役割分担について議論の余地がある。
- ソ (会長) 条例の中身そのものに対する質問と派生した質問がある。まちづくり計画に対する質問などもある。まちづくり計画に対する質問は我々としては踏み込めない部分である。ここの仕分けやかわし方を検討しておく必要がある。柱となる部分は決めていくが、詳細や動かし方は今後検討させていただくという形でおさめていくというのも一つあると思う。
- タ 各まちづくり協議会で必ず出てくる質問だと思うので、答えを持っておく必要がある。
- チ まちづくり協議会に説明した際に色んな意見が出てくると思うが、条例の話の説明をするので、話が広がった場合、答えられないことについては謝るということではよいのではないか。
- ツ 話が進まないという状況が予想される。
- テ 想定問答集は外に出るものなのか。
- ト 出ない。質問への対応のための手持ち資料。
- ナ まちづくり協議会が意思決定機関として唯一ではない。
- ニ まちづくり推進条例素案第7条に記載のある「自治意識と連帯感の醸成及び地域

課題の解決に向けた取組を行う」という内容で十分であるように思う。

- ヌ 説明用のパワーポイントについては誰でも説明できるように作成しているが、説明の際の質疑応答については委員がすべて答えるのか。
- ネ (事務局) 委員の方に答えていただける部分と行政が答えるべきものがある。今後の議論の中でその整理もしていきたい。
- ノ パワーポイントでまかないきれない部分は質問で受ければよい。
- ハ (会長) 想定質問に一つ一つ答えを用意している段階で色々と整理をしなければいけない。条例についてだけでなくまちづくり協議会の話として整理をしないといけない部分もある。
- ヒ (会長) 国土交通省のまちづくり条例や景観条例のあり方を検討している研究会において、開発をする際に開発業者から負担金をもらうことについて、要綱を根拠として行っていたことについて、条例を作成し、条例に基づいて負担金を取るという議論を研究会でしていた。その際、負担金を取ることについて要綱を根拠とする時期があってもいいのではないかという意見もあった。お試し期間として要綱で行い、方向性や内容が確定した段階で条例を作成するというプロセスもあるという話をされていた。この話を基にすると、まちづくり協議会を一緒に運営し、一定の方向性が固まりつつある段階で条例化していく手続きとなるという説明の方法もある。
- フ (会長) 堺市では、各区に区民評議会を作っている。市長が辞職するため、委員の方から評議会どうなるのかという意見が出たが、条例化されているため市長が変わっても続くというのが市の回答であった。条例の大切さを表す例として紹介した。宝塚市においても、総合計画とまちづくり計画が連動することが条例化されることで今後も続いていくことになる。また、見直しの段階でより充実させたものにしていく。

4 その他

- (1) 宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
事務局より、総合計画の基本計画について議決対象ではなくなった旨、また、地域ごとのまちづくり計画についても議決対象とされない旨、お知らせした。
- (2) 委員より、第67回日本P T A全国研究大会が兵庫県で開催されるため、地域のP T Aの方の負担が大きくなることについてご理解いただきたい旨、お知らせした。

5 閉会

以上